解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

山口県萩市大字堀内第一三二番地
財団法人山口県立萩高等学校同窓会
代表清算人　村田　昌志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

福岡県朝倉市林田二三五番地の三蜷城公民館内
財団法人蜷城振興管理会
代表清算人　大楠　隆

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

大分県由布市庄内町柿原三〇二番地
財団法人庄内町田北奨学会
代表清算人　首藤　奉文

解散公告（第二回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

熊本県下益城郡美里町洞岳一三〇八番地
医療法人社団白寿会
清算人　大村　正秀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月六日開催の社員総会の決議並びに熊本市長の認可により、平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

熊本市中央区大江四丁目九番一三号大江Tビル四F
医療法人西郷会
清算人　西郷恵一郎

配当公告

名古屋市中村区松原町三丁目一〇番地の二
破産者　山科屋製菓株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第三四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六八、四四二、一六七円

一、配当をすることのできる金額
金一〇、七二五、〇一一円

平成二十五年八月二十二日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号AMビル六階
破産管財人　榊原　裕臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市曙三条六丁目、最後の住所旭川市七条通五丁目二五〇〇番地
被相続人　亡　齋藤　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

旭川市旭町二条四丁目一一番地の一三一
相続財産管理人　司法書士　上村修一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋三丁目一五七一番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字森の前一五番地六
被相続人　亡　小岩　光徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号CFCビル三階　熊谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩田　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋三丁目一五七一番地、最後の住所岩手県陸前高田市高田町字森の前一五番地六
被相続人　亡　小岩　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

岩手県盛岡市南大通一丁目八番七号CFCビル三階　熊谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩田　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡野田村大字野田第二八地割五番地一、最後の住所岩手県九戸郡野田村大字野田第二八地割一五番地五
被相続人　亡　中野　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

岩手県久慈市川崎町一二番一八号YKビル一階
相続財産管理人　弁護士　齊藤　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下大島町七四五番地、最後の住所群馬県前橋市下大島町六三五番地五
被相続人　亡　関口喜久太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一
相続財産管理人　弁護士　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区亀沢三丁目一番地、最後の住所埼玉県久喜市古久喜八四六番地五　二―一一二
被相続人　亡　藤原　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番二号浦和MTビル四階飯塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区清澄二丁目四番地、最後の住所東京都江東区住吉一丁目一七番一一号あそか園
被相続人　亡　角倉　アキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

事務所東京都世田谷区南烏山六―二九―二
プラタナス・タカサゴ二〇一田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉一丁目八三番地、最後の住所東京都台東区竜泉一丁目二六番二号
被相続人　亡　小林　喬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十二日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Y一〇一ビル四階白井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白井　典子